筒井新聞　第 336 号（1）

共和政市民が育んだ文芸復興

1．フィレンツェの歴史

池上俊一『フィレンツェ―比類なき文化都市の歴史』を読んだ[1]。共和政を建前とする市民の共和国「コムーネ」に生きる市民たちの自治体政治への参加意識が、ギリシア・ローマの共和政理念を追求し、その政治・社会生活全体が文芸復興、すなわち「ルネッサンス」を生んだのだという解説を力強く多方面にわたって説いている。

以前、100 年前にトレルチが書いた「ルネッサンスと宗教改革」[2]を手に取って挫折したが、この本は市民の社会生活などには触れることなく、芸術作品や文物を検討して、そこに盛られているギリシア・ローマの思想とキリスト教思想の影響の大小を論じたものであった。つまり、われわれが学校で学んだ「文芸復興」のイメージそのままに、頑迷なカトリック教会が支配する中世の狭い宗教観や人間観から解放されて、人間をそのまま肯定する「人文主義の時代」がやってきたという「ルネッサンス」像を語っていたように思う。その意味で、本書は現代の社会学的視野の広さを取り入れて、ルネッサンスの人文主義文物を育んだのは、政治にも社会奉仕活動にも宗教行事にも熱心に参加した共和政市民の熱意であることを鮮やかに示してくれて、大いに説得力があった。

「1480 年には、6 歳から 14 歳までの男子のうち、30～30 数%が学校に通っていたと想定される」と記載されている（p.151)。そういう人々の生活スタイルを背景に、イタリア語で一般大衆が読む文学（ボッカッチョ、ダンテ、マキャベッリなど）が書かれ、地区ごとに図書館が設けられ、庶民も「覚書」を書き残す習慣ができてきた。

市民たちは同業者組合を通じてコムーネの政治、軍事および社会活動（慈善奉仕や祭りなど）にも参加し、政治のあり方や市民生活と古典古代の理想とを結びつける、市民的人文主義が重きをなしたのであった（p.144)。現実の政治権力は、メジチ家をはじめとする名家（金融貴族ら）が占めていても、彼ら自身も「ポポロ」（一市民）を自称してコムーネを支える一市民であることをアピールしていたのであった（16 世紀のトスカーナ大公国成立以降は、じょじょにヨーロッパの諸君主国の宮廷に足並みをそろえるようになるのであるが)。

2．政治教育の排除

アメリカ人の友人に聞いたところ、アメリカの高校では、高 3 の時に毎週 1 回「政治」

---

[1] 岩波新書、2018 年

[2] 内田芳明訳、岩波文庫、1959 年

という科目を習うのだという。そこで、市民として自治社会を作っていく基礎教養を身に着けるのだという。

ドイツでももちろん政治を学校で教える。公務員たちは、裁判官たちですら、組合を組織して、自分たちの意見表明をしたり、権利を主張したりすることが保証されている。

日本では、政治を教育のテーマとすること自体を排除している。国民一人ひとりが主権者だと言いながら、その権利を行使する方法を教えない。憲法を教えることは「政治的だから」「政治的偏向を意味するから」という理由で排除している。制限する必要があるのは、教育を行う教師が自分の主張を押し付けて影響力を及ぼすことを防止することのみであって、政治とは何か、現行の制度の中で市民としてどのような政治行動をとるべきか、過去にどのような不正や失敗があったか、憲法をはじめとする法律や諸制度はどのようになっているか、といった知識は市民が社会生活に随伴して政治活動を行うために、必ず必要な知識である。そして、フィレンツェの市民たちが同業者組合や地域社会ごとの自治組織を盛り立てながら様々な生活組織や奉仕活動（施療院・孤児院・教会・祭り・軍事など）を組織・運営していく中で、そのことが活かされたように、それらが積みあがって国政への意見表明まで高められなければならない。

現在の日本の教育は、政治的に無知で、意見表明をせず、政府の言いなりになることを正しい市民道徳であるかのごとくに教えている。前号でご紹介したように、私の身近で住民運動をしている人々でさえ、「私たちはお上に立てつくような不埒な集団ではない。ただ、今度の都市改造に際して私たちの住環境を改善してほしいとおすがりするために、やむを得ず声を挙げているだけだ」という“しおらしい””従順な“姿をアピールしている[3]。

自らの意見形成を訓練しない教育を受けてきて、とつぜん何党の政策に投票しようかと考えても、簡単に答えは出ないであろう。結果として「安倍晋三氏がほかの党の人よりよさそうだから」という理由で過半数を獲得するのが、繰り返されるパターンになるのであろう。

（2018 年 8 月 04 日　　哲）

---

[3] 「“NO”を言わない道徳教育」『筒井新聞』第 335 号（２）
http://tsutsuinews.html.xdomain.jp/335/335-2.pdf